

## 規制改革会議雇用・就労TFヒアリングについて

### (1) 生活保護からの脱却、自立を促進する制度について

#### ① 収入認定における控除

##### ◇ 勤労控除（基礎控除）について

勤労控除の根拠法令、制度趣旨及び仕組み等のご説明をしていただいたうえで、就労意欲を高め自立促進を促すための勤労控除の水準の考え方（現行水準の妥当性）について、貴省の見解をお聞かせください。

（回答）

- 勤労控除は、勤労した場合に、勤労に伴う必要経費を補填し、また、勤労意欲の増進や自立助長を図る目的から、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発第123号厚生事務次官通知）等に基づき、勤労収入の一部を生活保護受給者の手元に残す仕組みを採用しているところである。この額については、自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進を図るため、勤労収入が多いほど手元に残る額が大きくなるよう設定しているところである。
- この勤労控除については、「生活扶助基準に関する検討会」で今後、評価・検証することとなっているところである。

##### ◇ その他、就労により自立への努力をした者が報われる控除の仕組みの導入について

保護費の学資保険料への充当については判例で認められているところですが、生活保護の世代連鎖を絶つ上で教育の充実は非常に重要であることに鑑み、大学通学に向けた自助努力を支援する制度として「学資保険料について勤労収入から控除する仕組み」について、貴省の見解をお聞かせください。

（回答）

- 御指摘の判決は、
  - ① 生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらないこと。
  - ② 被保護世帯において、最低限度の生活を維持しつつ、子弟の高等学校就学のための費用を蓄える努力をすることは、法の趣旨目的に反するものではないこと。等を内容としている。
- この判決の趣旨を踏まえ、一定の範囲の学資保険について保有を認めるとともに、法の趣旨目的に反しない目的で使用される学資保険の満期保険金や解約返戻金については、収入認定しないこととしているところであるが、ご指摘の制度については、この判例の趣旨とは無関係であると考えている。

自立に伴う住宅費用などの諸費用や、保護からの脱却後に（一部減免制度はあるものの）国民健康保険料・国民年金保険料・NHK受信料など、あらたに自己負担が発生する費用へ充当する、資金の準備に向けた自助努力を支援するとともに、安心して保護から脱却することに繋がる制度として「自立支援に向けた準備金<sup>(※)</sup>のために、勤労収入から一部控除する仕組み」について、貴省の見解をお聞かせください。

(※) 収入認定を一部保留し、実際に保護から脱却する際に一括支給する。

(回答)

- 現行の勤労控除は、収入額に応じて手元に残る額が大きくなるよう設定しており、就労に向けた金銭的インセンティブとしての機能を果たしていると考えている。被保護者が真に自立し、生活保護に頼らなくても生活ができるようにするために、金銭的なインセンティブの付与だけではなく、きめ細やかな就労支援を行うことが重要であると考えている。

## ②生業扶助について

◇高等学校就学関連費用に対する扶助対象の拡大について

平成17年度より高等学校等就学費が生業扶助（技能修得費）の対象となりましたが、保護世帯の子どもの状況（社会体験が少なく、健全な成長に向けた更なる支援が必要な状況）に鑑みると、生活保護の世代連鎖を絶つ観点からも、扶助対象を現行（入学金・授業料・教材代・通学費）から拡大することも必要ではないかと考えますが、貴省の見解をお聞かせください。

(拡大対象・・クラブ活動費や修学旅行費用など)

(回答)

- 高等学校等就学費については、義務教育である小中学校の就学費用と異なり、自立助長の観点から給付されるものであるため、その範囲は、すべての生徒にかかる入学金や授業料、正規の授業に係る教材代などを給付対象としているところである。
- クラブ活動費や修学旅行費用などについて、生業扶助の対象とするかどうかについては、自立助長の観点や保護を受けていない低所得世帯との均衡に配慮することが必要であり、現時点では困難であると考えている。なお、当該クラブ活動や修学旅行に充てる目的としたアルバイト収入や就学資金による収入などは、収入認定しない取扱いとしている。

## ③医療扶助について

医療扶助の仕組みと現状（扶助総額及び生活保護費に占める割合、支給世帯数及び生活保護世帯に占める割合）についてご説明ください。

(回答) 別紙参照

医療費の自己負担がないことから必要以上に受診を繰り返す被保護者の存在など、一部にモラルハザードを生じている事態も見受けられるとの声を聞いています。このようなモラルハザードを生じさせる仕組みは、生活保護からの脱却を阻害するものであり、また、一般世帯の理解も得られないことから、一部自己負担を求める仕組みの導入など、医療扶助の仕組みの見直しが必要と考えますが、貴省の見解をお聞かせください。

(回答)

- 生活保護の医療扶助と国民健康保険を比較すると、
  - ① 入院について医療扶助は、国民健康保険と比べ、1件当たりの医療費が0.9倍、1日あたり医療費が0.7倍、1件あたり日数が1.3倍となっており、
  - ② 入院外について医療扶助は、国民健康保険と比べ、1件当たりの医療費が1.4倍、1日当たりの医療費が1.0倍、1件あたり日数が1.4倍となっている。
- このうち、1件当たりの日数については、生活保護受給者には、精神疾患に罹患している者や慢性期の者、重症の者が多いことから、長くなっていることが考えられることから、医療扶助に自己負担がないことにより、モラルハザードが発生しているとは一概には言えないと考えている。

#### ④保護から脱却する際の取り扱いについて

##### ◇保護廃止の要否判定における最低生活費について

保護廃止後に自己負担となる費用（国民健康保険料、国民年金保険料、NHK受信料）の取扱い

国民健康保険料については、保護から脱却した際に最低生活費を下回らないよう、自己負担となる分を織り込んで要否判定を行っていると聞いていますが、国民年金保険料、NHK受信料の取扱についてお教えください。

また、少なくともこれら3項目については、全国一律に、生活保護から脱却後に自己負担が発生するものであります、加えて、各自治体毎に取扱が異なる公営住宅費用、上下水道利用料、高校就学費用、公共交通利用料（無料乗車券）などについても自己負担が発生する可能性があります。このことから、脱却後の収入の伸びや水準、世帯状況に応じた減免の適用状況などにより様々なケースが想定されるものの、生活保護から脱却する際に、可処分所得が低下するケースが発生することがありうると思われます。このようなケースの場合、生活保護からの脱却・自立を阻害することになりかねないことから、何らかの方策が必要と考えますが、貴省の見解をお聞かせください。

(回答)

- 保護の廃止時に使用する最低生活費については、上下水道利用料や公共交通利用料は生活扶助に、公営住宅費用は住宅扶助に、高校就学費用は生業扶助に含めて算出している。また、国民健康保険料は、新たに発生する費用として最低生活費に加算しており、被保護者の保護廃止後の生活に配慮している。
- なお、生活保護が廃止になって者に対しては、国民年金保険料の法定免除の要件に該当しなくなった旨の届出と申請免除の申請を行うよう勧奨しているところである。

## ◇最低生活費に算入する医療費について

### 保護決定及び廃止の要否判定を行う際の医療費について

生活保護から脱却する際には、健康状態がある程度安定して医療扶助を受けていない（もしくは扶助の水準が比較的低い）ケースが多いと思われますが、医療費は、生活扶助や住宅扶助等の水準と異なり日々において変動することが多く、その算定対象とする期間により、保護決定や廃止にかかる要否判定の水準が異なってくると考えます。保護決定及び廃止の要否判定を行う際の医療費の具体的な取扱方法について、ご説明ください。

（回答）

- 現に医療扶助を受けていない世帯は、廃止の要否判定の際に考慮を要しないが、現に医療扶助を受けている世帯においては、例えば当該医療費が高額な場合は、高額療養費制度における低所得世帯に適用される自己負担限度額を用いて判断し、医療費が低額な場合は、直近3ヶ月の医療費などを参考に、国民健康保険に加入した際の自己負担分3割を想定して判断する等により考慮しているところである。

## （2）生活保護行政の適切な実施に資する実施体制について

### ①外部委託・非常勤職員の活用について

決定業務を除き、外部委託・非常勤職員の活用については禁止する規制がないこと、また、本年1月以降取組事例公表による周知徹底を図っていただき、各自治体の判断において実施体制を整備していることについては認識しております。

ただし、外部委託・非常勤職員の活用が可能な業務に関して、法令上私人への委託が可能であることが明確になっておらず、法令上明確にする必要性があるという指摘があると聞いていますが、貴省の見解をお聞かせください。

（例）調査業務（29条）、返還金・徴収金返還業務（63条、78条）、保護費支払業務（31条）など

（回答）

- 生活保護法上は、生活保護の決定・廃止決定については、自治体又はその管理に属する行政庁（福祉事務所）の長の名において行う必要があるが、これら以外に福祉事務所の業務遂行に当たって、非常勤職員の雇用や外部委託を禁止する規制はない。
- 各自治体は、從来から、就労支援や面接相談等の業務を非常勤職員によって実施するとともに、業務の外部組織への委託なども推進しているところであり、国としても、自治体における自立支援プログラム策定実施推進事業や生活保護適正化実施推進事業に対して、セーフティネット支援対策等事業費補助金を交付し、自治体の取組を推進しているところである。
- 具体的にどのような業務について外部委託や非常勤職員の活用が適当かについては、一律に判断できず、自治体の実情を踏まえつつ、常勤職員と外部委託や非常勤職員との役割分担も含めた慎重な判断が必要があり、国として外部委託や非常勤職員の活用が可能な業務を法令上明確にすることまでは考えていない。

## ②ケースワーカーの配置基準について

ケースワーカー配置基準の標準数算定については、非常勤職員や外部委託を算定に充てたいという要望はなく、常勤職員のみを算定している現行の取扱が適当との説明を、従前よりいただいていることについては認識しております。

この内容に関して、

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に基づき、各地方自治体が人員削減に取り組む中で、財政当局には、非常勤職員や外部委託を算定に充てたいとの要望があると聞いております。

配置基準に関しては、生活保護の適正実施のために必要なものであると理解しておりますことから、一律に配置基準を緩和し実施体制の弱体化を招くことは望ましくないと考えます。ただし、現在の地方自治体の要員を取り巻く状況を考慮した場合、何らかの条件を付すことにより適正な実施体制を確保することができるのであれば、一部非常勤職員や外部委託を算定に充てることも否定されるものではないと考えますが、貴省の見解をお聞かせください。

(回答)

- 福祉事務所において、自立支援業務を含めた生活保護行政を適正に、現業員の標準数を定めているところであり、自治体においては、この標準数を目安にして適切な人員配置に努めていただいているところである。厚生労働省としては、各自治体において事務実施に支障が生じない範囲での弾力的な人員配置も可能としているところであり、標準数の算定に非常勤職員や外部委託を含める必要はないものと考えている。

## (3) その他

### 生活扶助基準に関する検討会の検討項目及びスケジュールについて

(回答)

- 生活扶助基準に関する検討会の検討項目は、

- ① 生活扶助基準の全体水準
- ② 級地別基準

等となっている。

また、スケジュールについては、平成20年度予算編成を視野に入れて結論が得られるよう検討することとしている。

(参考)

- |     |               |
|-----|---------------|
| 第1回 | 10月19日(金)     |
| 第2回 | 10月30日(火)     |
| 第3回 | 11月 8日(木)(予定) |